

# 埼玉県議会情報公開協議会設置要綱

〔平成11年7月7日〕  
議 長 決 裁

(目的)

第1条 議会の総合的な情報公開の推進を公正かつ円滑に行うため、議会に埼玉県議会情報公開協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 協議会は、議会運営委員会への委員選出会派の代表者1名をもって構成する。

2 協議会に会長を置き、委員がこれを互選する。

(審議事項)

第3条 協議会は、議長の諮問に応じ、次の事項について審議するものとする。

- 一 公開・非公開の審査に関すること
- 二 審査請求に係る審査に関すること
- 三 一層の会議の公開及び情報提供の充実にに関すること
- 四 その他情報公開に関すること

(会議)

第4条 協議会は、会長が招集し、主宰する。

2 緊急を要する場合は、協議会を持ち回りで行うことができる。

(関係者の出席)

第5条 協議会は、必要があるときは、関係職員の出席を求めて、意見を聞くことができる。

(結果の報告)

第6条 会長は、協議会における審議の結果を速やかに議長に報告するものとする。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、議会事務局総務課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、平成11年7月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年6月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。